

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱  
第一 国家公務員退職手当法施行令等の一部改正

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）等について、「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改めるなど所要の規定の整備を行うこと。

（第一条から第六条まで関係）

第二 環境省組織令の一部改正

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の行う中間貯蔵業務に関する事務を水・大気環境局及び同局総務課の所掌とする。

（第七条関係）

第三 附則関係

一 この政令は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行すること。

（附則第一項関係）

二 所要の経過措置を定めること。

（附則第二項関係）